

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段 商品券等払戻しのお知らせ

平成30年6月30日をもって取扱いを終了する、丸栄並びに豊橋丸栄発行の商品券等について、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、未使用残高の払戻しを実施致しますので、払戻し期間内にお申し出くださいますよう、お願い申し上げます。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社  丸栄

払戻し対象となる前払式支払手段の種類

丸栄発行

●商品券



●ワイシャツお仕立券



(生地代は対象外とさせていただきます)

●お好みギフトカード

●商品お取替整理券



●商品お取替券



●ギフトカード(紙製)



●お好みギフト引換券



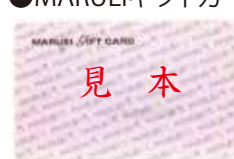
●ナインお食事券



●マルエイ花カード



●MARUEIギフトカード

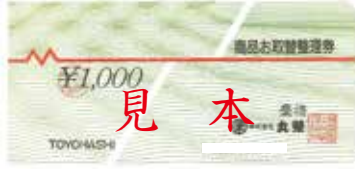


旧豊橋丸栄発行

●商品券



●商品お取替整理券



●ワイシャツお仕立券



(生地代は対象外とさせていただきます)

●商品お取替券 ●お好みギフト引換券

※全国百貨店共通商品券・
全国百貨店共通ギフトカードは、対象外となります。
※他の百貨店でご使用いただけます。



本件に関するお問い合わせ窓口

●丸栄4階 ギフト券売場 電話番号<052>264-5036 ●平成30年6月30日(土)まで

【払戻し期間】

平成30年7月3日(火)～平成30年9月28日(金)
午前10時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

※表記期間にお申し出頂けない場合には、
本払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。

【商品券払戻窓口】

名古屋市中区錦三丁目23番31号 栄町ビル10階
電話番号<052>264-6500

【払戻し方法】

- 払戻し期間内に「商品券払戻窓口」へ
 - ①対象の商品券等、 ②印鑑、
 - ③ご本人確認書類(自動車運転免許証・健康保険証等)の3点をお持ちください。
確認の上、現金で払戻しをいたします。(振込みとさせていただきます。)
- ア、偽造または変造されたもの
イ、証票番号の照合ができないもの
ウ、3分の1以上が滅失しているもの等は、払戻しができません。